



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 754 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
- 755 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請の概要(環境管理課)
- 756 介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第2項第1号の適格講習(長寿社会推進課)
- 757 県営土地改良事業の事業計画の変更(農村計画課)
- 758 保安林の指定の解除予定(森林整備課)
- 759 建設業の許可の取消し(技術調査課)

告 示

和歌山県告示第754号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 特約業者の氏名又は名称
一信石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
御坊市藪70番地の1
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成18年3月31日

和歌山県告示第755号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市西庄295番地の9
名称 株式会社ヴァイオス
氏名 代表取締役 吉村英夫
 - (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月2822-5、2822-6

名称 株式会社ヴァイオス桃山リサイクル工場

- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成18年5月30日から平成18年6月20日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1-1

種 類	第11号ホ		第71号の4イ		
基 数	1基		1基		
能 力	80m ³ /min		2.5m ³ /h		
工事着手予定年月日	許可後		既設		
工事完成予定年月日	着手後15日		既設		
使用開始予定年月日	完成後		許可後		
使用時間間隔	24時間連続		9:00~17:00		
1日当たりの使用時間	24時間		8時間		
使用の季節的変動	なし		なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD(mg/ℓ)	50	60	150	200
	COD(mg/ℓ)	60	70	100	150
	SS(mg/ℓ)	50	60	70	80
	n-Hex(mg/ℓ)	5	10	25	30
	T-N(mg/ℓ)	100	150	30	40
	T-P(mg/ℓ)	2	3	3	4
	大腸菌群数(個/cm ²)	無数	無数	無数	無数
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量(m ³ /日)	0.1	0.2	12	20	

別表1-2

種 類	第72号

基 数	1基		
能 力	125m ³ /日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	着手後150日		
使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔	24時間連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD(mg/ℓ)	8	10
	COD(mg/ℓ)	30	35
	SS(mg/ℓ)	15	20
	n-Hex(mg/ℓ)	20	30
	T-N(mg/ℓ)	15	20
	T-P(mg/ℓ)	0.8	1
大腸菌群数(個/cm ³)	3000以下	3000以下	
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	110	125	

別表2-1

区 分	変更前
-----	-----

別表2-2

区 分	変更後								
種 類	排水処理施設				汚泥処理施設				
能 力	21m ³ /日				125m ³ /日				
汚水等の処理方式	接触ばっき方式				固液分離+硝化液循環膜分離活性汚泥処理				
工事着手年月日	既設				許可後				
工事完成年月日	既設				着手後150日				
使用開始予定年月日	許可後				完成後				
使用時間間隔	24時間連続				24時間連続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常		最大		通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	6~8	5.8~8.6	6~8	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD(mg/ℓ)	150	10	200	20	10000	8	13030	10
	COD(mg/ℓ)	100	7	150	10	7000	30	9202	35
	SS(mg/ℓ)	70	20	80	25	20000	15	29365	20
	n-Hex(mg/ℓ)	25	15	30	20	100	20	120	30

種 類	排水処理施設				
能 力	21m ³ /日				
汚水等の処理方式	接触ばっき方式				
工事着手年月日	既設				
工事完成年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間間隔	24時間連続				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	6~8	5.8~8.6	6~8	5.8~8.6
	BOD(mg/ℓ)	150	10	200	20
	COD(mg/ℓ)	200	7	150	10
	SS(mg/ℓ)	70	20	80	25
	n-Hex(mg/ℓ)	25	15	30	20
	T-N(mg/ℓ)	30	15	40	20
	T-P(mg/ℓ)	3	2	4	3
	大腸菌群数(個/cm ³)	無数	3000以下	無数	3000以下
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	12	12	20	20	

T-N(mg/ℓ)	30	15	40	20	2000	15	2491	20
T-P(mg/ℓ)	3	2	4	3	500	0.8	828	1
大腸菌群数(個/cm ³)	無数	3000以下	無数	3000以下	無数	3000以下	無数	3000以下
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	12.1	12.1	20.2	20.2	110	110	125	125

別表3

区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No.1	No.2	No.1	No.2
排水量(m ³ /日)	通常	3	雨 水 専 用 排 水 口	223	雨 水 専 用 排 水 口
	最大	3.6		253.6	
pH	通常	5.8~8.6		5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6		5.8~8.6	
BOD(mg/ℓ)	通常	92		5.7	
	最大	112.5		7.2	
COD(mg/ℓ)	通常	47		15.5	
	最大	56.3		18.4	
SS(mg/ℓ)	通常	84		9.0	
	最大	106.3		11.9	
n-Hex(mg/ℓ)	通常	16		10.1	
	最大	30		15.2	
T-N(mg/ℓ)	通常	44	8.0		
	最大	60	10.8		
T-P(mg/ℓ)	通常	4.8	0.5		
	最大	6.8	0.6		
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	3000以下	3000以下		
	最大	3000以下	3000以下		

和歌山県告示第756号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第18条第2項第1号に規定する適格講習は、次のものとする。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条に規定する講習会を指定する省令(平成14年厚生労働省令第121号)により厚生労働大臣の指定を受けた講習会

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区の土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
平成18年5月31日から平成18年6月27日まで
- 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、西牟婁振興局及び白浜町役場

和歌山県告示第757号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営ほ場整備事業中・栄・才野地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

和歌山県告示第758号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市芳養町字清地路150
3-4・1503-5(以上2筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第759号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 取消し年月日 平成18年5月22日
- 2 取消しを受けた者
 - (1) 商号 協伸建設工業
 - (2) 代表者氏名 吉田泰彰
 - (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市野崎204-86
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-15)第13844号
- 3 取消しの原因となった事実
協伸建設工業吉田泰彰は、銃砲刀剣類所持等取締法違反及び賭博開帳図利により、懲役2年、執行猶予4年の刑を受け、その刑が確定している。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。